

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 における改定事項について

居宅系サービス

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

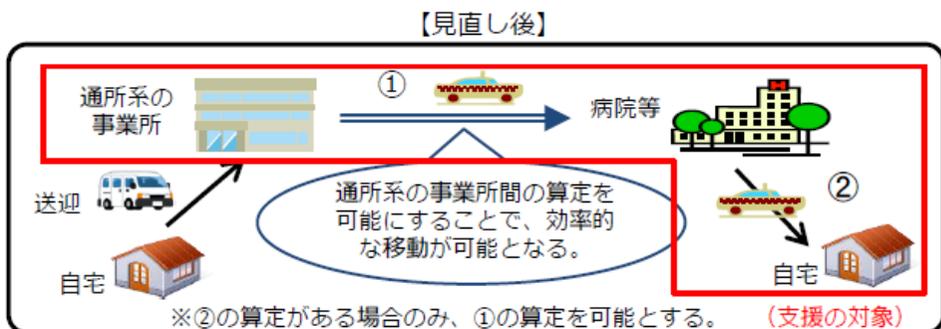
改定事項

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

①通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。



②熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

○ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】 所定単位数の85%（合わせて170%）	➡	【見直し後】 所定単位数の90%（合わせて180%）
-----------------------------	---	-------------------------------

○ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%（合わせて180%）

③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し（同行援護）

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

（要件）

- 特定事業所加算（Ⅰ）要件①～③のすべてに適合 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ）要件①及び②に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅲ）要件①及び③に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅳ）要件①及び④に適合 所定単位数の5%を加算

- ①サービス提供体制の整備
- ②良質な人材の確保
- ③重度障害者への対応
- ④中重度障害者への対応

← 「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

【現行】		【居宅介護利用者】		【見直し後】	
(対象者)		(対象者)		(対象者)	
区分1	6,280単位	区分1	6,410単位	区分1	6,410単位
区分2	7,130単位	区分2	7,270単位	区分2	7,270単位
区分3	9,010単位	区分3	9,190単位	区分3	9,190単位
区分4	14,040単位	区分4	14,320単位	区分4	14,320単位
区分5	20,570単位	区分5	20,980単位	区分5	20,980単位
		区分6	28,230単位	区分6	28,800単位
		障害児	13,010単位	障害児	13,270単位
				【介護保険対象者】	
				区分5	1,100単位
				区分6	1,810単位

※通院等（乗降）介助ありの単位

【現行】		【重度訪問介護利用者】		【見直し後】		
(対象者)		(対象者)		(対象者)		
区分4	28,430単位	【介護保険対象者】	共通	17,340単位	区分4	28,940単位
区分5	35,630単位				区分5	36,270単位
区分6	50,800単位				区分6	62,050単位
					区分4	14,620単位
					区分5	15,290単位
					区分6	22,910単位

(1) 居宅介護

概要

通院等介助等の対象要件の見直し

(1) 居宅介護

概要

居宅介護

通院等介助等の対象要件の見直し

【変更】

- ・ 現行 : 障害福祉サービスの通所系事業所⇄目的地(病院等)への移動は算定不可
- ・ 改定後: 上記の移動について、居宅が始点又は終点となる場合かつ、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

(2) 重度訪問介護

概要

- ア 熟練従業者による同行支援の見直し
- イ 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大
- ウ 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

医療と福祉の連携

入院前



医療機関
職員（医師、看護師、事務員等）

関係者による事前調整



相談支援
専門員



障害者本人



重度訪問介護事業所
職員（サービス提供
責任者、管理者、重度
訪問介護従業者）



※この他、訪問介護
等の関係者も参加
する場合あり。

※福祉関係者は重
度訪問介護事業所
のみの場合あり。

【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1)障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
 - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2)医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・医療機関の入院規則
 - ・感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3)医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
 - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
 - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

(2) 重度訪問介護

概要

重度訪問介護①

ア 熟練従業者による同行支援の見直し

【変更】

重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、**熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。**

- ・ 現行 : 所定単位数の85%(合わせて170%)
- ・ 改定後: **所定単位数の90%(合わせて180%)**

【新設】

医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、**重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。**

- ・ 算定: **単位数の90%(合わせて180%)**

(2) 重度訪問介護

概要

重度訪問介護②

イ 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

【変更】

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション支援を必要とする**障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。**

- ・ 現行 : 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者
- ・ 改定後: 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする**障害支援区分4・5・6の障害者**

ウ 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

【新設】

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、**当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。**

入院時支援連携加算: 300単位を加算(入院前に1回を限度)

(3) 同行援護

概要

同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

(3) 同行援護

概要

同行援護

同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

【変更】

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「**盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者**」の配置割合を追加する。

- ・ 特定事業所加算(Ⅰ) 要件:①～③のすべてに適合) 所定単位数の20%を加算
- ・ 特定事業所加算(Ⅱ) 要件:①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算(Ⅲ) 要件:①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算(Ⅳ) 要件:①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

(要件)

- ①サービス提供体制の整備
- ②良質な人材の確保←「**②良質な人材の確保**」の要件の選択肢に追加
「盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上」
- ③重度障害者への対応
- ④中重度障害者への対応

(4) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

概要

訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

(4) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

概要

訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

【変更】

- ・ 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- ・ 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

※詳細は別表を参照。

おわりに

提出書類について

【変更や加算の算定希望がある場合に提出が必要な書類】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表)

令和6年4月24日まで

質問について

○HPに掲載の質問票にてFAXでお願いします。

○電話や窓口での質問はご遠慮ください。

(電話や窓口で質問された場合も、質問票のご提出を求めることがございます。)

○回答にはお時間をいただきますのでご了承ください。